

株式会社 カイカ

証券コード：2315

第29期

定時株主総会 招集ご通知

目次

第29期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	19
計算書類	24
株主総会参考書類	42

開催日時

平成30年1月30日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 2階 ミルトス

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

株 主 各 位

東京都目黒区大橋一丁目5番1号
株式会社 カ イ カ
代表取締役社長 牛 雨

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席頂けない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成30年1月29日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年1月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 2階 ミルトス
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第29期（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

(お 願 い) 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。
(お 知 ら せ) 本招集のご通知添付書類のうち、「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.caica.jp>）に掲載しておりますので、本招集のご通知添付書類には記載しておりません。
添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.caica.jp>）に掲載致します。
総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度 (平成28年11月1日～平成29年10月31日) におけるわが国経済は、政府による景気対策を背景に緩やかな回復基調が続く一方、海外の不安定な政治動向や地政学的リスクの影響が懸念され、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが事業を展開する情報サービス産業におきましては、政府が成長戦略に盛り込む第4次産業革命が進んでおり、ビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーンなどの新技術による新たなサービスや商品が次々に登場し、大きな発展が期待されております。今後はビッグデータをIoT技術によって保持、収集する能力、それらをAIやブロックチェーンによって管理、分析する能力がますます重要となります。

こうした状況の下、当社グループは引き続き有利子負債の圧縮や徹底した経費削減等、様々な財務改善策を着実に進めました。有利子負債の返済が順調に進むとともに、新株予約権行使、利益の積上げにより、自己資本比率が前連結会計年度末の21.7%から当連結会計年度末は72.0%と、目覚ましい改善を示しております。また平成29年11月には、M&A及び資本・業務提携の資金として、第三者割当による新株式の発行により2,330百万円を調達いたしました。

また、当社は中期経営計画「新たな成長に向けたステージへ」にて開示しましたとおり、事業規模の拡大を目的として、積極的にM&A及び資本・業務提携を行う方針であり、この方針に基づき、当連結会計年度は以下のM&A及び資本・業務提携を実施いたしました。

平成29年2月	システム開発を手掛ける株式会社東京テックを子会社化
平成29年8月	システム開発の株式会社ネクス・ソリューションズを子会社化するとともに、通信機器の開発及びそれらにかかわるシステムソリューションを提供する株式会社ネクスを持分法適用関連会社化
平成29年8月	株式会社フィスコ仮想通貨取引所の第三者割当増資の引受
平成29年8月	株式会社フィスコとの資本業務提携
平成29年9月	Oceans株式会社との資本業務提携

このような同業者やフィンテック関連ビジネスへのシナジー効果が期待される会社のM&A及び資本・業務提携を行うことにより、当社は、システム開発の技術者と顧客を獲得いたしました。東京を中心に事業を展開する当社が、西日本地域の名古屋、大阪、福岡に拠点を持つ株式会社ネクス・ソリューションズ (以下、「ネクス・ソリューションズ」といいます。) を子会社化したことにより、全国展開でのシステム開発の提供が可能となりました。これまで各子会社単体では担えなかったフィンテック関連の開発案件の受注が可能となることを目的として、当社が積み上げてきたフィンテック関連ビジネスの知見を、取得した子会社と共有することで、仮想通貨やトークンを用いたIoT決済プラットフォーム構築のインテグレーションサービスやIoTとブロックチェーンを活用する等、当社、株式会社東京テック (以下、「東京テック」といいます。) 及びネクス・ソリューションズの3社はシステム開発における連携を図っております。

Oceans株式会社（以下、「Oceans」といいます。）との資本業務提携では、KIZUNAプラットフォームの初期開発のみならずサービス拡充に伴う様々なシステム開発を担うべく取組みを開始いたしました。今後は既存顧客である大手システムインテグレーターとの取引を拡大するとともに、Oceansのようなエンドユーザー企業との取引の拡大も目指してまいります。

また、当社グループは受注拡大に向け、以下の取組みを行いました。

(金融機関向けシステム開発分野)

当社におきましては、引き続き顧客の需要の把握・案件情報の収集に注力し、精緻な分析を行った上で、最適なシステムの構築の提供についての提案活動を推進し、顧客満足度の向上を図りました。この結果、既存顧客からの銀行及び保険会社向け開発の安定した受注に加え、第3四半期連結会計期間に獲得した、保険会社向け業務システムの開発や、クレジット業務システムの開発の新規受注を拡大し、次期の案件として決済システムの開発を新たに受注いたしました。当社は創業時より金融機関のシステム開発において多くの実績をあげており、金融業界のハードウェアやインフラに対する深い知見を有し、この数十年の金融システムの成長とともに育った技術者が多数在籍しております。

ネクス・ソリューションズにおきましては、既存顧客からの受注の維持・拡大に努め、主に銀行向け開発案件など、安定した受注を確保しております。

(非金融向けシステム開発分野)

当社におきましては、特に基盤・インフラ系の技術力の強化に注力いたしました。

東京テックにおきましては、既存顧客からの受注の維持・拡大に努めた結果、安定した継続受注に繋がりました。とりわけ卸売・小売業向け案件が好調であり連結売上高に寄与しております。

ネクス・ソリューションズでは、製造業向けのシステム開発などを中心に安定した受注を確保しております。

(フィンテック関連分野)

当社では、ブロックチェーン実証実験サポートの案件の他、勤怠管理にブロックチェーン技術を適用したシステム「ブロックログ」の開発、ビットコイン決済にかかる開発、AI株価予想システムの開発等を手掛けました。また、大手ECサイトにおけるスマートフォンでのクレジットカード決済の開発案件など、ブロックチェーン、AI以外の分野においても着実に実績を積み上げております。また現在当社は、テックビューロ株式会社（以下、「テックビューロ」といいます。）における、トークンを使った資金調達用ICOソリューション「COMSA」の開発パートナーを務め、「COMSA」の開発プロジェクトに参画し、CMSトークン発行及び管理における、Ethereum（以下、「イーサリアム」といいます。）上のコントラクト開発を中心に携わっております。今後も引き続き「COMSA」の開発プロジェクトに積極的な関与をしていく方針であり、今回培ったコントラクト開発の応用研究やイーサリアム以外のブロックチェーン技術の開発や研究につきましても継続的に行ってまいります。

また、当社は平成28年10月、ブロックチェーン技術を活用した自社トークン「CAICAコイン」*を3億コイン発行いたしました。これは仮想通貨に関わるあらゆるシステム開発のインテグレーターを目指す当社の試みとして、自社発行トークンを配布することで、当社の株主様に仮想通貨入手を体験して頂くために企画したものでございました。その後、当社及びフィスコグループの商材との交換が可能となり、平成29年2月にはテックビューロが運営する仮想通貨取引所「Zaif」に、同年7月にはフィスコ仮想通貨取引所においてもそれぞれ取引可能となっております。

* CAICAコインは資金決済に関する法律に定める「仮想通貨」に該当いたします。

さらに、平成29年11月には、当社の全額出資による子会社、株式会社CCCT（以下、「CCCT」といいます。）を設立いたしました。CCCTにおいては、当社がこれまで行ってきた仮想通貨に関するシステムの研究、開発に加え、仮想通貨の投融資、運用を行っております。これは例えば、自社開発のデリバティブシステムを実際に運用することで当該システムの機能改善を図る等であり、将来的にはデリバティブシステムによる運用等で得た経験・データを活かした仮想通貨プラットフォームの構築を予定しております。当社グループ全体として仮想通貨ビジネスにおけるリーディングカンパニーを目指してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、5,300百万円（前連結会計年度比0.7%減）、営業利益は296百万円（前連結会計年度比24.1%増）、経常利益は728百万円（前連結会計年度比452.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は661百万円（前連結会計年度比68.7%増）となりました。

連結売上高につきましては、子会社化した東京テックにおいては8ヵ月分、ネクス・ソリューションズにおいては2ヵ月分が連結売上高に寄与したものの、当社において新規案件の獲得が想定どおりに進まなかったことで受注拡大が進まなかったこと、技術者リソースを今後市場の拡大が見込まれるブロックチェーン技術者の育成と多くの実証実験、ブロックチェーンを利用したソフト開発にリソースを大幅に配分したこと、特設注意市場銘柄の解除から1年が経過し、当社に対する顧客の信用は回復したものの、その回復のタイミングについては、当社が想定していた時期よりも時間を要したこと等により前年同期比微減となりました。

連結営業利益は、販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、減収分を補い増益となりました。

連結経常利益は、連結営業利益が増加したことに加え、長期滞留していた売掛金の全額回収による貸倒引当金戻入額の計上、持分法による投資利益の計上、仮想通貨売却益の計上等により営業外収益を459百万円計上した結果、大幅な増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、当社が保有する投資有価証券（ネクスグループ株式）の投資有価証券評価損54百万円（特別損失）の計上があったものの、経常利益が大幅に増加したことにより、増益となりました。

このような状況を受けまして、当連結会計年度におきましては、当期の業績及び将来の事業展開と事業規模拡大のために内部留保が必要と判断し、誠に遺憾ながら前期に引続き配当を見送らせていただくことといたします。また、次期の剰余金の配当につきましては、当社といたしましては、早期の事業規模拡大の達成と財務体質のさらなる強化が株主様の長期的な利益につながると考え、誠に遺憾ではありますが無配を予定しております。

なお、当社グループは情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により2,715百万円の資金調達を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	取得金額	取得年月日
株式会社東京テック	普通株式	180株	117百万円	平成29年2月28日
株式会社ネクス・ソリューションズ	普通株式	6,131株	285百万円	平成29年8月10日
株式会社ネクス	普通株式	12,740株	229百万円	平成29年8月10日
株式会社フィスコ仮想通貨取引所	普通株式	111株	199百万円	平成29年8月23日
株式会社フィスコ	普通株式	575,000株	194百万円	平成29年8月29日
Oceans株式会社	普通株式	100株	20百万円	平成29年9月29日

② 新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

・人材の採用・育成の取組み

情報サービス産業におきましては、慢性的な技術者の不足に加え、複雑・高度化する技術への対応という難題を抱えております。当社におきましても人材採用ならびに人材育成は重要な経営課題と認識しており、上流工程を担えるシステムエンジニア、大規模S Iビジネスを担えるプロジェクトマネージャーの積極的な採用及び育成を実施してまいります。また、フィンテック分野のトッププレイヤーを目指す当社としては、特にブロックチェーンに係る分野において高度な技術力を備えたスペシャリストを確保するための教育ならびに採用活動を強化してまいります。

- ・受注拡大への取組み

当社はこれまで、金融機関向けシステム開発を主力としておりましたが、継続的かつ安定的な受注の拡大を図るためには、顧客及び業種における第2・第3の柱を築くことが重要であります。そのため、現在の取引領域を最大限に拡大するとともに、当社のこれまでのシステム開発のノウハウを活かし、隣接領域への展開及び取引拡大に努めてまいります。これにより、非金融分野及びエンドユーザーとの取引比率の向上を目指します。

- ・品質、生産性向上の取組み

サービスの品質及び価格の両面に対する顧客からの強い要請や同業他社との価格競争の激化により、収益性の低下が懸念されます。当社では、品質・生産性向上については重要な経営上の課題と受け止め、品質・生産性革新に向けた取り組みを強化してまいります。品質・生産性を確保するために各本部におけるプロジェクトのチェック、課題の把握と改善を実施し、不採算案件の発生防止と継続的な品質の向上を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項目	期別	第 26 期 (平成27年 3 月期)	第 27 期 (平成27年10月期)	第 28 期 (平成28年10月期)	第 29 期 (平成29年10月期)
売 上 高		30,340,499	4,126,292	5,337,111	5,300,801
経常利益又は経常損失 (△)		253,129	△552,764	131,745	728,455
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)		△2,857,576	△6,060,250	392,067	661,490
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)		△34円60銭	△38円99銭	1円61銭	2円40銭
総 資 産		30,130,885	4,606,146	1,980,825	5,436,827
純 資 産		7,484,228	140,680	481,915	4,213,079
1 株 当 たり 純 資 産		31円25銭	0円36銭	1円76銭	12円16銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数をのぞいて算出しています。
2. 第27期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成27年4月1日から平成27年10月31日までの7ヵ月間となっております。

(10) 主要な事業内容 (平成29年10月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社3社、持分法適用関連会社1社、持分法非適用関連会社1社から構成されております。

なお、当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであります。

事業の種類	内 容
情 報 サ ー ビ ス	システム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポート

当社グループでは、金融（銀行・生損保・証券等）、流通・小売、医療、情報通信、公共事業のシステム開発案件を大手 S l e r やエンドユーザー顧客から受注しております。

当社グループの開発するシステムには、金融機関向けのインターネットバンキング等の金融戦略支援システム、流通・小売向けにインターネットを利用した購買調達システムやネットワーク監視システム、医療向けに大規模病院の院内システム、情報通信向けにM2M機器との送受信を制御、管理するシステム、公共事業向けにマイナンバー、社会保障に関するシステムなどがあります。また、テックビューロ株式会社における、トークンを使った資金調達用ICOソリューション「COMSA」の開発パートナーを務めており、「COMSA」の開発プロジェクトに参画し、CMSトークン発行及びイーサリアム上のコントラクト開発を中心に携わっております。

(11) 主要な拠点等（平成29年10月31日現在）

当社：本社（東京都目黒区）

子会社：各本社（東京都2社、英国領ヴァージン諸島1社）及び事業所（東京、名古屋、大阪、福岡各1か所）

(12) 従業員の状況（平成29年10月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
679名	268名

- (注) 1.従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社の出向者を含む。）であり、役員は含まれておりません。
2.従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、株式会社東京テック及び株式会社ネクス・ソリューションズの連結子会社化によるものであります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年10月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容
SJ Asia Pacific Limited	100%	中間持株会社
株式会社東京テック	100%	ソフトウェア受託開発サービス等
株式会社ネクス・ソリューションズ	51%	ソフトウェア及びシステムの設計、開発、販売及び保守、管理ならびにコンサルティング業務

当社の連結子会社は上記重要な子会社の3社であります。なお、前事業年度において子会社であった、Hua Shen Trading (International) Limited及びRapid Capital Holdings Limitedは清算終了したため、連結子会社から除外しております。

③ 関連会社の状況

会社名	持株比率	主要な事業内容
株式会社ネクス	49%	各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売、それらにかかわるシステムソリューション提供及び保守サービス

当社の持分法適用関連会社は上記に記載した関連会社の1社であります。また、その他の持分法非適用関連会社が1社あります。

④ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先 (平成29年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	50,000
株式会社千葉銀行	44,440
株式会社りそな銀行	30,000

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成29年11月16日に払込が完了いたしました。

1) 本第三者割当増資の概要

払込期日	平成29年11月16日
発行新株数	普通株式 34,780,000株
発行価額	1株につき67円
資金調達額	2,330,260千円
資本組入額	1株につき33.5円
資本組入額の総額	1,165,130千円
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、そのすべてをひふみ投信マザーファンドに割当てました。
調達資金の使途	M&A及び資本・業務提携

2) 本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前発行済株式総数	321,923,000株 (増資前資本金 7,775,162千円)
増資による増加株式数	34,780,000株 (増加資本金 1,165,130千円)
増資後発行済株式総数	356,703,000株 (増資後資本金 8,940,292千円)

② 子会社の設立

当社は、平成29年11月17日開催の取締役会において、当社の全額出資による子会社を設立し、同社において仮想通貨に関するシステムの研究、開発、仮想通貨の投融資、運用事業を行う仮想通貨関連事業を開始することについて決議し、平成29年11月20日に設立いたしました。

子会社の概要は以下のとおりであります。

名称	株式会社C C C T
所在地	東京都目黒区大橋一丁目5番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役 八木 隆二（当社代表取締役）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング ・ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング ・コンピュータのソフトウェア及びシステムの設計、開発、販売、輸出入及び保守、管理並びにコンサルティング ・コンピュータ等を利用した各種情報の収集、管理及び情報の処理、提供、販売 ・各種アプリケーションサービス事業 ・労働者派遣事業 ・仮想通貨の投融資、運用 ・仮想通貨を利用した金融派生商品の開発・運用 ・仮想通貨に関する研究、調査及びそれらの情報提供、コンサルティング ・その他の仮想通貨の一般サービス ・上記に掲げる事業に附帯又は関連する事業
資本金	10,000千円
設立年月日	平成29年11月20日
大株主及び持株比率	株式会社カイカ 100%

2. 会社の株式に関する事項（平成29年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 830,556,000株
- (2) 発行済株式の総数 321,923,000株（自己株式192,954株を含む）
- (3) 株主数 33,136名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ネクスグループ	58,913,100	18.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,694,200	5.81
株式会社SRA	5,033,200	1.56
株式会社SRAホールディングス	5,016,800	1.56
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	4,620,300	1.44
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	2,312,763	0.72
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	2,242,000	0.70
株式会社SBI証券	1,962,600	0.61
マネックス証券株式会社	1,859,000	0.58
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,808,500	0.56

(注) 1. 持株比率は、自己株式（192,954株）を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	八木隆二	内部監査室、広報 担当、株式会社東京テック代表取締役社長、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社C C C T代表取締役社長
代表取締役社長	牛 雨	第一事業本部、第二事業本部、第三事業本部、B P推進室、フィンテック戦略室、広報 担当、フィンテック戦略室長 委嘱、株式会社東京テック取締役、株式会社C C C T取締役
代表取締役専務取締役	山口健治	財務経理本部 担当、財務経理本部長 委嘱、株式会社東京テック取締役、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社C C C T取締役
取締役	矢沼克則	総務人事本部 担当、総務人事本部長 委嘱
取締役	齊藤洋介	株式会社ネクスグループ取締役管理本部長、株式会社フィスコ・キャピタル取締役、株式会社ネクス取締役管理部部长、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社ケア・ダイナミクス取締役
取締役	川崎光雄	株式会社カテナシア代表取締役、一般財団法人アジア医療支援機構監事、医療法人マザーギー理事、社会福祉法人善光会理事
取締役	幾石純	
取締役	島村和也	島村法律会計事務所代表、株式会社スリー・ディー・マトリックス社外取締役、コスモ・バイオ株式会社社外取締役、アイビーシステム株式会社社外監査役、株式会社アズーム社外監査役
常勤監査役	古賀勝	株式会社東京テック監査役、株式会社ネクス・ソリューションズ監査役、株式会社C C C T監査役
監査役	杉本真一	ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役
監査役	細木正彦	ウィルコンサルティング株式会社代表取締役、株式会社極楽湯監査役、あすか信用組合監事、株式会社タカヤ監査役
監査役	勝部日出男	日本メナード化粧品株式会社取締役、株式会社ナレッジカンパニー代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、杉本真一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉本真一氏、細木正彦氏、勝部日出男氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 細木正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における賠償責任の限度額は、3百万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度金額のいずれか高い金額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	68百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	16百万円 (7百万円)
合 計	11名	84百万円

(注) 期末現在の人員数は取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役の支給人員には、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当社又は特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	川 崎 光 雄	当事業年度に開催された取締役会には、22回中19回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
取 締 役	幾 石 純	当事業年度に開催された取締役会には、22回中21回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
取 締 役	島 村 和 也	社外取締役就任後に開催された取締役会には、17回中17回に出席し、弁護士及び公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	杉 本 眞 一	当事業年度に開催された取締役会には、22回中14回に出席、また、監査役会には21回中15回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	細 木 正 彦	当事業年度に開催された取締役会には、22回中20回に出席、また、監査役会には21回中19回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監 査 役	勝 部 日出男	当事業年度に開催された取締役会には、22回中20回に出席、また、監査役会には21回中20回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

- . 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。
- ハ. 当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。
- ④ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。
- ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る報酬等の額	14
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東光監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

当社は、企業風土のあり方を抜本的に変革し、コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンス体制を再構築すべく、それぞれの代表取締役が、a. 事業部門の業務執行、b. 管理部門の業務執行、c. 全社的な牽制の役割を独立して管掌することで単独の代表取締役による恣意性の高いまたは正規の手続きを介さない取引等への牽制及び防止する体制を確立しております。また、代表取締役が決裁者の場合には決裁者以外の2代表取締役が決裁の適切性を確認する手続きを社内情報システム上でワークフロー化しており、総務部門長がこれら手続きの完了を確認しております。

当連結会計年度は、取締役会による定例取締役会を12回、臨時取締役会を10回（うち決算取締役会4回）開催しました。取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「CAICA行動規範」を制定し、指針としております。また、コンプライアンス委員会を設置しており、定例委員会を5回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及及び啓蒙活動として、月次でテーマを変えたポスター掲示、全社向けメールマガジンを12回配信しております。また、取締役及び社員を対象としたコンプライアンス研修を開催しました。これらの活動状況は常勤取締役及び常勤監査役の出席する経営会議へ報告されております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

なお、第28期定時株主総会において弁護士と公認会計士資格を有する社外取締役を選任し、平成29年10月期におきましては、法務に関する高度な知見を有する取締役による取締役会審議の牽制体制を確立いたしました。平成30年10月期においても引き続き内部管理体制を整備・強化をしてまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書及び議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管及び保存するものとしており、セキュリティが確保された場所で適切に保管・保存しております。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムに基づく情報セキュリティ監査を行い、これらの情報（決裁資料、稟議書及び議事録等）を安全かつ適切に管理していることを確認しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いたリスクの評価を実施しており、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、情報セキュリティ監査要領に基づき年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い経営会議を設置し、代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合及び取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関としております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、報告事項を定め、管理統括者が入手し検討を行っております。

⑥ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、全ての子会社に対して当社代表取締役を取締役あるいはDirectorとして派遣しており、法定代表者も当社代表取締役としております。

また、関連当事者取引管理規程及び関連当事者取引ガイドラインを整備しており、関連当事者との取引は、事前承認を取締役に図っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認を行いました。

⑦ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動規範」、「役員規程」及び「就業規則」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部門と定め、情報収集、予防措置及び有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」及びマニュアルを整備しております。

役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。

- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

当社は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部門所属の使用人を補助使用人としています。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。

また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容及び監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しており、ヘルプライン受付者は監査役等へ報告する体制をとっております。

- ⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。

- ⑪ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。

第29期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,380,437	流 動 負 債	883,156
現金及び預金	2,071,760	支払手形及び買掛金	194,231
受取手形及び売掛金	1,057,743	1年内返済予定の長期借入金	227,488
仕掛品	34,031	未払金	240,421
短期貸付金	62,300	リース債務	603
未収入金	34,056	未払法人税等	20,985
その他	184,253	賞与引当金	100,196
貸倒引当金	△63,708	その他	99,229
固 定 資 産	2,056,389	固 定 負 債	340,591
有 形 固 定 資 産	505,335	長期借入金	277,952
建物及び構築物	228,040	繰延税金負債	2,598
機械装置及び運搬具	815	その他	60,040
工具、器具及び備品	129,292	負 債 合 計	1,223,747
土地	146,616	純 資 産 の 部	
リース資産	569	株 主 資 本	3,809,730
無 形 固 定 資 産	261,709	資本金	7,775,162
ソフトウェア	77,154	資本剰余金	12,610,314
のれん	163,082	利益剰余金	△16,486,801
その他	21,472	自己株式	△88,945
投 資 そ の 他 の 資 産	1,289,345	その他の包括利益累計額	102,669
投資有価証券	1,039,842	その他有価証券評価差額金	2,360
長期貸付金	169,163	為替換算調整勘定	100,308
出資金	4,762	非 支 配 株 主 持 分	300,679
その他	257,820	純 資 産 合 計	4,213,079
貸倒引当金	△182,244	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,436,827
資 産 合 計	5,436,827		

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		5,300,801
売 上	原 価		4,424,996
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		875,804
管 業 業 利 益			579,177
管 業 外 収 益			296,627
受 持 分 法 取 引 通 倒 引 当 金 の 利 益	利 益	6,721	
受 持 分 法 取 引 通 倒 引 当 金 の 利 益	利 益	274,768	
受 持 分 法 取 引 通 倒 引 当 金 の 利 益	利 益	71,419	
受 持 分 法 取 引 通 倒 引 当 金 の 利 益	利 益	87,352	
受 持 分 法 取 引 通 倒 引 当 金 の 利 益	利 益	19,691	459,953
管 業 外 費 用			
支 払 手 数 の 利 息	利 息	22,926	
支 払 手 数 の 利 息	利 息	3,500	
支 払 手 数 の 利 息	利 息	1,698	28,125
経 常 利 益			728,455
特 別 利 益			
特 別 利 益	利 益	9,293	
特 別 利 益	利 益	12,106	21,400
特 別 利 益	利 益	54,503	
特 別 利 益	利 益		54,503
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			695,352
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		6,072	
法 人 税、住 民 税 等 調 整 額		1,500	7,573
当 期 純 利 益			687,779
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			26,289
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			661,490

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	6,391,713	11,226,866	△17,148,292	△88,945	381,342
当 期 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,383,448	1,383,448			2,766,896
親会社株主に帰属する当期純利益			661,490		661,490
連 結 範 囲 の 変 動					
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,383,448	1,383,448	661,490	—	3,428,387
当 期 末 残 高	7,775,162	12,610,314	△16,486,801	△88,945	3,809,730

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△51,353	100,259	48,905	51,666	—	481,915
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						2,766,896
親会社株主に帰属する当期純利益						661,490
連 結 範 囲 の 変 動					274,390	274,390
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純額)	53,714	49	53,763	△51,666	26,289	28,385
当 期 変 動 額 合 計	53,714	49	53,763	△51,666	300,679	3,731,163
当 期 末 残 高	2,360	100,308	102,669	—	300,679	4,213,079

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

※ 「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.caica.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には掲載しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月26日

株式会社カイカ
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 昌 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 早 川 和 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カイカの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年10月31日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成29年11月16日に払込が完了した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年11月17日開催の取締役会において、全額出資の子会社を設立し、同社において仮想通貨に関するシステムの研究、開発、仮想通貨の投融資、運用事業を行う仮想通貨関連事業を開始することを決議し、平成29年11月20日付で同社を設立した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年11月10日開催の取締役会において、仮想通貨全般に対する運用資金について決議し、運用を開始している。
4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年12月22日及び平成29年12月26日開催の取締役会において、平成30年1月30日開催予定の第29期定時株主総会に、資本金および資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議した。
5. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年12月22日開催の取締役会において、平成30年1月30日開催予定の第29期定時株主総会に、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てる件を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成29年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	2,574,265	流 動 負 債	491,530
現金及び預金	1,666,402	買掛金	123,637
売掛金	701,671	1年内返済予定の長期借入金	96,680
仕掛品	21,394	リース債務	603
前払費用	34,187	未払金	117,730
短期貸付金	1,191,717	未払法人税等	13,620
未収入金	2,737,242	未払費用	17,151
その他	122,995	前受金	8,528
貸倒引当金	△3,901,345	預り金	12,620
固 定 資 産	1,606,564	賞与引当金	96,499
有 形 固 定 資 産	75,149	その他	4,458
建物	17,785	固 定 負 債	83,516
工具、器具及び備品	56,294	長期借入金	27,760
土地	500	繰延税金負債	1,097
リース資産	569	その他	54,658
無 形 固 定 資 産	30,891	負 債 合 計	575,047
ソフトウェア	30,530	純 資 産 の 部	
その他	360	株 主 資 本	3,603,422
投 資 其 他 の 資 産	1,500,524	資 本 金	7,775,162
投資有価証券	279,990	資 本 剰 余 金	10,274,962
関係会社株式	908,275	資本準備金	10,274,962
出資金	4,752	利 益 剰 余 金	△14,357,757
長期貸付金	268,263	利益準備金	12,400
長期前払費用	55,802	その他利益剰余金	△14,370,157
敷金保証金	82,149	繰越利益剰余金	△14,370,157
その他	83,532	自 己 株 式	△88,945
貸倒引当金	△182,244	評価・換算差額等	2,360
資 産 合 計	4,180,830	その他有価証券評価差額金	2,360
		純 資 産 合 計	3,605,783
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,180,830

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上 高			4,661,519
売 上 原 価			3,921,102
売 上 総 利 益			740,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			505,734
営 業 利 益			234,682
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		7,056	
業 務 受 託 料		1,208	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		87,352	
仮 想 通 貨 売 却 益 他		71,419	
そ の 他		17,272	184,308
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		21,969	
支 払 手 数 料		3,500	
そ の 他		1,070	26,539
経 常 利 益			392,451
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		9,293	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		12,106	21,400
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損		54,503	54,503
税 引 前 当 期 純 利 益			359,348
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			3,801
当 期 純 利 益			355,547

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	6,391,713	8,891,514	12,400	△14,725,704	△88,945	480,978
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,383,448	1,383,448				2,766,896
当 期 純 利 益				355,547		355,547
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	1,383,448	1,383,448	—	355,547	—	3,122,443
当 期 末 残 高	7,775,162	10,274,962	12,400	△14,370,157	△88,945	3,603,422

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△51,353	△51,353	51,666	481,291
当 期 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				2,766,896
当 期 純 利 益				355,547
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	53,714	53,714	△51,666	2,047
当 期 変 動 額 合 計	53,714	53,714	△51,666	3,124,491
当 期 末 残 高	2,360	2,360	—	3,605,783

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ・ 商品

個別法による原価法

- ・ 仕掛品

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りです。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の契約

工事完成基準

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「雑収入」は、当事業年度において金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の雑収入は938千円であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,841,715千円
短期金銭債務	6,384千円
長期金銭債権	100,339千円
長期金銭債務	2,412千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

74,692千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,975千円
売上原価	6,861千円
営業取引以外の取引高	1,208千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 192,954株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 流動資産

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,203,955千円
賞与引当金	29,779千円
繰越欠損金	26,555千円
その他	25,266千円
繰延税金資産小計	1,285,556千円
評価性引当額	△1,285,556千円
繰延税金資産合計	一千円

2. 固定資産

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	3,010,331千円
貸倒引当金	55,803千円
繰越欠損金	650,610千円
その他	17,966千円
繰延税金資産小計	3,734,711千円
評価性引当額	△3,734,711千円
繰延税金資産合計	一千円

3. 固定負債

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,098千円
繰延税金負債合計	△1,098千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社ネクスグループ	所有直接18.5%	役員の兼任	新株予約権の行使(注)	1,834,231	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 平成27年6月29日開催第26期定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SJ Asia Pacific Limited	所有直接100%	兼任	—	—	—	短期貸付金(注2)	1,129,417
					—	—	未収入金(注2)	2,708,219
子会社	株式会社ネクス・ソリューションズ	所有直接51%	兼任	システム開発	資金の貸付	100,000	長期貸付金	100,000
					利息の受取	339	長期未収入金	339

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 資金の貸付・借入については、貸付・借入利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。

2. 当社は、SJ Asia Pacific Limitedへの貸付金等債権に対して合計3,837,637千円の貸倒引当金を計上しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	八木 隆二	所有 直接 0.0%	当社代表取締役 役会長	その他の関係会社 株式の購入	66,105	関係会社株式	—
役員	深見 修	所有 直接 0.0%	株式会社ネクス・ソリューションズ取締役	その他の関係会社 株式の購入	75,258	関係会社株式	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における取引日前日の終値に基づき決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円29銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成29年11月16日に払込が完了いたしました。

1. 本第三者割当増資の概要

払込期日	平成29年11月16日
発行新株数	普通株式 34,780,000株
発行価額	1株につき67円
資金調達の額	2,330,260千円
資本組入額	1株につき33.5円
資本組入額の総額	1,165,130千円
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、そのすべてをひふみ投信マザーファンドに割当てました。
調達資金の用途	M&A及び資本・業務提携

2. 本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前発行済株式総数	321,923,000株 (増資前資本金 7,775,162千円)
増資による増加株式数	34,780,000株 (増加資本金 1,165,130千円)
増資後発行済株式総数	356,703,000株 (増資後資本金 8,940,292千円)

(重要なその他の投資)

当社は平成29年11月10日開催の取締役会において、仮想通貨に関するシステム構築のために仮想通貨全般に対する運用資金について以下のとおり決議し、運用を開始いたしました。

1. 運用目的

当社は、仮想通貨ビジネスにおけるリーディングカンパニーを目指し、仮想通貨プラットフォームの構築を予定しております。そのような中で、自社開発した仮想通貨に関するデリバティブシステムを使い運用を行うことで、その経験をもとに当該システムの機能改善を継続して行うこと、また自ら仮想通貨の運用を行うことで、その運用で得られた経験・データを活かし、仮想通貨に関するあらゆる分野に積極的に取り組むことで、当社は仮想通貨ビジネスにおけるリーディングカンパニーを目指し、中期経営計画の達成を実現してまいります。

2. 仮想通貨運用の内容

- ① 主な仮想通貨の名称：ビットコイン
- ② 運用金額（取得原価）：784百万円

3. 営業活動に及ぼす重要な影響

中長期的な観点において業績向上に資するものと判断しております。

4. 資金調達方法

自己資金

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、平成29年12月22日及び平成29年12月26日開催の取締役会において、以下に記載のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、平成30年1月30日開催の第29回定時株主総会に上程することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、これまでの欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保し、将来の剰余金の配当や自社株取得等の株主還元策が実現できる状態にすることを目的として、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損の補填に充当いたします。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振替えるものであります。

① 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額8,940,292,426円を7,940,292,426円減少して、1,000,000,000円とします。

資本準備金の額11,440,092,750円を10,440,092,750円減少して、1,000,000,000円とします。

② 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたします。

資本金及び資本剰余金の額18,380,385,176円は、全額その他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の要領

平成29年10月期において、繰越利益剰余金は14,370,157,466円の欠損のため、会社法第452条の規定に基づき、上記2による資本金及び資本準備金の額の効力発生を条件に、増加するその他資本剰余金14,370,157,466円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。これにより、繰越利益剰余金は0円となります。

- ① 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 14,370,157,466円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 14,370,157,466円
- ③ 増加後の剰余金の項目及びその残高
その他資本剰余金 4,010,227,710円
繰越利益剰余金 0円

4. 日程

- ① 取締役会決議 平成29年12月22日及び平成29年12月26日
- ② 株主総会決議 平成30年1月30日(予定)
- ③ 債権者異議申述最終期日 平成30年2月28日(予定)
- ④ 効力発生日 平成30年3月1日(予定)

(新株予約権の付与)

平成29年12月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成30年1月30日開催の第29回定時株主総会に上程することを決議いたしました。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容につき、併せて上程いたします。

1. 当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容は、会社業績並びに当社および当社子会社における業務執行の状況・貢献度を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、平成17年2月15日開催の臨時定時株主総会において年額600百万円

以内（ただし使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、平成30年1月30日開催予定の当社第29期定時株主総会において、「ストックオプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月26日

株式会社カイカ
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 昌 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 早 川 和 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カイカの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年10月31日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成29年11月16日に払込が完了した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年11月10日開催の取締役会において、仮想通貨全般に対する運用資金について決議し、運用を開始している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年12月22日及び平成29年12月26日開催の取締役会において、平成30年1月30日開催予定の第29期定時株主総会に、資本金および資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議した。
4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年12月22日開催の取締役会において、平成30年1月30日開催予定の第29期定時株主総会に、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役並びに当社および当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てる件を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月27日

株式会社カイカ 監査役会

常勤監査役 古賀 勝 ㊟

社外監査役 杉本 眞一 ㊟

社外監査役 細木 正彦 ㊟

社外監査役 勝部 日出男 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社の将来の事業領域の拡大に対応するとともに、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、輸出入および保守、管理ならびにコンサルティング業務	(1) コンピュータのソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、輸出入および保守、管理ならびにコンサルティング業務
(2) コンピュータ等を利用した各種情報の収集、管理および情報の処理、提供、販売	(2) コンピュータ等を利用した各種情報の収集、管理および情報の処理、提供、販売
(3) コンピュータおよびその関連機器、自動制御装置・集積回路の開発、製造、販売、賃貸、輸出入、保守ならびに関連用品の販売	(3) コンピュータおよびその関連機器、自動制御装置・集積回路の開発、製造、販売、賃貸、輸出入、保守ならびに関連用品の販売
(4) 前各号に関する技術指導、調査	(4) 前各号に関する技術指導、調査
(5) コンピュータに関するオペレーション業務受託	(5) コンピュータに関するオペレーション業務受託
(6) コンピュータによる計算業務の受託	(6) コンピュータによる計算業務の受託
(7) コンピュータおよび関連機器の設計・製造ならびに関連用品の販売	(7) コンピュータおよび関連機器の設計・製造ならびに関連用品の販売
(8) 情報処理機器、情報通信機器、コンピュータ周辺機器、自動制御装置・集積回路、オフィスオートメーション機器、事務用機器および事務用品の販売ならびに輸出入業務	(8) 情報処理機器、情報通信機器、コンピュータ周辺機器、自動制御装置・集積回路、オフィスオートメーション機器、事務用機器および事務用品の販売ならびに輸出入業務
(9) コンピュータのシステムまたはプログラムの設計技術者およびコンピュータの操作要員の養成ならびに人材派遣業務	(9) コンピュータのシステムまたはプログラムの設計技術者およびコンピュータの操作要員の養成ならびに人材派遣業務
(10) 外国との貿易・技術協力に関する仲介・コンサルティング業務	(10) 外国との貿易・技術協力に関する仲介・コンサルティング業務

現行定款	変更案
(11) 各種アプリケーションサービス事業	(11)各種アプリケーションサービス事業
(12) 外国人技術者の技術指導および教育	(12)外国人技術者の技術指導および教育
(13) 海外との情報処理・情報通信関連の技術・研究成果の使用許諾に関する業務	(13)海外との情報処理・情報通信関連の技術・研究成果の使用許諾に関する業務
(14) 国内会社および外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること	(14)国内会社および外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
(新設)	<u>(15)金融商品取引法に規定する金融商品取引業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>
(新設)	<u>(16)仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</u>
(新設)	<u>(17)ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</u>
(新設)	<u>(18)仮想通貨の投融資、運用</u>
(新設)	<u>(19)仮想通貨を利用した金融派生商品の開発、運用</u>
(新設)	<u>(20)仮想通貨に関する研究、調査およびそれらの情報提供、コンサルティング</u>
(新設)	<u>(21)仮想通貨の取引所運営</u>
(新設)	<u>(22)仮想通貨の仲介</u>
(新設)	<u>(23)仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売およびコンサルティング</u>
(新設)	<u>(24)その他の仮想通貨の一般サービス</u>
(新設)	<u>(25)投資および融資</u>
(新設)	<u>(26)投資ファンドの運営</u>
(新設)	<u>(27)第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に関わる業務</u>
(新設)	<u>(28)投資運用業に関わる業務</u>
(新設)	<u>(29)市場調査および投資情報提供業務</u>
(新設)	<u>(30)資産の管理および運用に関するコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(31)カストディ業務</u>
(15) 前各号に附帯する一切の業務	(32) 前各号に附帯する一切の業務
第3条～第48条 (条文省略)	第3条～第48条 (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（8名）が任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	八木隆二 (昭和44年11月28日生)	平成22年3月 株式会社フィスコ入社 平成23年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役 平成25年2月 株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役 平成25年3月 株式会社フィスコ取締役アドバイザリー事業部長 平成25年12月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 平成26年8月 株式会社ジェネラルソリューションズ（現 株式会社フィスコIR）取締役 株式会社シャンテイ取締役 平成26年12月 当社 代表取締役会長 業務全般担当 内部監査室担当 平成27年6月 当社 代表取締役会長 内部監査室担当 広報担当（現任） 平成28年10月 当社 代表取締役会長 内部監査室担当 広報担当（現任） 平成29年2月 株式会社東京テック代表取締役社長（現任） 平成29年8月 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役（現任） 平成29年11月 株式会社CCCT代表取締役社長（現任）	0株
2※	鈴木伸 (昭和43年3月5日生)	平成3年3月 株式会社ジャパンシステムクリエーション（現 当社）入社 平成17年4月 株式会社アイビート（現 当社）執行役員 第一ソリューション開発本部長 平成20年4月 株式会社S J アルピーヌ（現 当社）執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 平成21年4月 株式会社S J I（現 当社）執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 平成21年8月 聯迪恒星(南京)信息系統有限公司 取締役 平成25年1月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役 介護情報システム部長 平成25年7月 当社 国内事業統轄本部 サービス事業本部長 平成26年4月 当社 事業統轄本部 第一事業本部 本部長 平成28年4月 当社 第一事業本部 本部長（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	山口 健治 (昭和45年11月19日生)	<p>平成15年2月 株式会社シークエッジ（現 株式会社シークエッジ・インベストメント）入社</p> <p>平成15年9月 同社取締役</p> <p>平成22年2月 株式会社シークエッジ・パートナーズ取締役</p> <p>平成23年7月 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED DIRECTOR</p> <p>平成26年3月 株式会社シークエッジ・インベストメント代表取締役</p> <p>平成26年4月 株式会社シークエッジ・チャイナ代表取締役</p> <p>平成27年6月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱</p> <p>平成27年11月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 財務経理本部長委嘱</p> <p>平成28年1月 当社 代表取締役専務 ガバナンス推進室担当 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱</p> <p>平成29年2月 株式会社東京テック取締役（現任）</p> <p>平成29年3月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱（現任）</p> <p>平成29年8月 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役（現任）</p> <p>平成29年11月 株式会社CCCT取締役（現任）</p>	0株
4	齊藤 洋介 (昭和49年1月1日生)	<p>平成17年7月 株式会社ケア・アソシエイツ（現 株式会社アルテディア）入社 株式会社ケア・アセット・マネジメント代表取締役</p> <p>平成19年10月 株式会社アルテディア経営管理本部長</p> <p>平成25年10月 株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）入社 同社経営企画部財務・経理チームリーダー</p> <p>平成25年12月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役（現任） 株式会社ネクス・ソリューションズ 取締役（現任）</p> <p>平成26年1月 株式会社フィスコ・キャピタル 取締役（現任）</p> <p>平成26年2月 株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役 経営企画部部長</p> <p>平成26年4月 株式会社ネクスグループ 取締役管理本部長（現任） 株式会社ネクス 取締役管理部部长（現任）</p> <p>平成27年6月 当社 取締役（現任）</p>	0株
5	川崎 光雄 (昭和47年5月28日生)	<p>平成8年4月 株式会社アットホーム入社</p> <p>平成15年8月 株式会社船井総合研究所入社</p> <p>平成23年1月 株式会社カテナシア設立代表取締役（現任）</p> <p>平成23年8月 株式会社メディア・コンテンツ代表取締役</p> <p>平成24年9月 一般財団法人アジア医療支援機構監事（現任）</p> <p>平成24年12月 医療法人マザーキー理事（現任）</p> <p>平成25年12月 社会福祉法人善光会理事（現任）</p> <p>平成27年6月 当社 取締役（現任）</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	幾石純 (昭和23年2月12日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 平成元年9月 同行香港支店筆頭副支店長 平成4年7月 同行パリ支店長 平成8年1月 同行情報開発部長 平成12年6月 大和証券S Bキャピタル・マーケティング株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社） 執行役員 平成14年8月 日本オーチスエレベータ株式会社取締役 平成20年5月 いわかぜキャピタル株式会社取締役 平成28年1月 当社 取締役（現任）	0株
7	島村和也 (昭和47年10月20日生)	平成7年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 平成10年2月 公認会計士登録 平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 平成20年3月 島村法律会計事務所開設 代表（現任） 平成20年6月 株式会社ソディックプラスチック 社外監査役 平成20年7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役 平成24年7月 同社 社外取締役（現任） 平成26年3月 コスモ・バイオ株式会社 社外取締役（現任） 平成27年6月 アイピーシステム株式会社 社外監査役（現任） 平成28年12月 株式会社アズーム 社外監査役（現任） 平成29年1月 当社 取締役（現任）	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成29年10月31日現在の状況を記載しております。
4. 川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出しており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 川崎光雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年7ヶ月となります。
幾石純氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
島村和也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 川崎光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
7. 幾石純氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関における金融及び証券関係の豊富な専門知識ならびに経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
8. 島村和也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士・公認会計士としての豊富な専門知識と経験をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
9. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、川崎光雄氏、幾石純氏、島村和也氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
10. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、これまでの欠損を填補し、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保し、早期の復配体制の実現を目的として、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当いたします。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額8,940,292,426円のうち7,940,292,426円

資本準備金の額11,440,092,750円のうち10,440,092,750円

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成30年3月1日（予定）

2. 剰余金処分の内容

平成29年10月期において、繰越利益剰余金は14,370,157,466円の欠損のため、会社法第452条に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加するその他資本剰余金14,370,157,466円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。これにより、繰越利益剰余金は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 14,370,157,466円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 14,370,157,466円

(3) 増加後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金 4,010,227,710円

繰越利益剰余金 0円

3. 日程

(1) 取締役会決議日 平成29年12月22日及び平成29年12月26日

(2) 株主総会決議日 平成30年1月30日（予定）

(3) 債権者異議申述最終期日 平成30年2月28日（予定）

(4) 効力発生日 平成30年3月1日（予定）

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）であり、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役の人数は7名（うち社外取締役3名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、平成17年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、本議案に係るストックオプションとしての新株予約権に関する当社の取締役の報酬等の額及び具体的内容は、上記報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

45,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は27,000個（うち社外取締役分は4,500個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式4,500,000株を株式数の上限とし、このうち2,700,000株（うち社外取締役分は450,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 2階 ミルトス
電話 (03) 3409-8181



交通のご案内

(地下鉄)

- 銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車 (B3又はB1出口より徒歩約5分)
(都営バス)
- 渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋谷88系統) 「南青山五丁目」下車 (徒歩約3分)
- 新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋谷88系統) 「青山学院前」下車 (徒歩約3分)

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。